

奈良県告示第八十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十一年六月十二日

奈良県知事 荒井正吾

区域の名称	区域	縦覧場所
五條市西吉野町宗川野（〇〇二）土石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び五條市役所市長公室庶務課
五條市西吉野町宗川野（〇〇二）土石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び五條市役所市長公室庶務課
五條市西吉野町永谷（〇〇二）土石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び五條市役所市長公室庶務課
五條市西吉野町永谷（〇〇三）土石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び五條市役所市長公室庶務課
五條市西吉野町永谷（〇〇四）土石	次の平面図のと	奈良県五條土木事務所

五條市西吉野町永谷（〇一二）土石 流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所 及び五條市役所市長公 室庶務課
五條市西吉野町永谷（〇一三）土石 流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所 及び五條市役所市長公 室庶務課
五條市西吉野町小古田（〇〇二）土 石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所 及び五條市役所市長公 室庶務課
五條市西吉野町小古田（〇〇二）土 石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所 及び五條市役所市長公 室庶務課
五條市西吉野町八ッ川（〇〇二）土 石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所 及び五條市役所市長公 室庶務課
五條市西吉野町黒淵（〇〇二）土石 流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所 及び五條市役所市長公 室庶務課

五條市大塔町辻堂（〇〇二） 土石流 警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所 及び五條市役所市長公 室庶務課
五條市大塔町辻堂（〇〇三） 土石流 警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所 及び五條市役所市長公 室庶務課
五條市大塔町清水（〇〇二） 土石流 警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所 及び五條市役所市長公 室庶務課
五條市大塔町清水（〇〇三） 土石流 警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所 及び五條市役所市長公 室庶務課
五條市大塔町篠原（〇〇二） 土石流 警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所 及び五條市役所市長公 室庶務課
五條市大塔町篠原（〇〇三） 土石流 警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所 及び五條市役所市長公 室庶務課

警戒区域	警戒区域	及び五條市役所市長公室庶務課
五條市大塔町篠原（〇〇四）土石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び五條市役所市長公室庶務課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県土木部砂防課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。